

① 在宅サービス

① 生活の支援

レスキューヘルパー（高齢者等緊急訪問介護）

内 容

急病やけがの際などに1週あたり4時間まで、最長2週間、ヘルパーを派遣し、身体介護（通院介助*、入浴介助、排せつ介助など）、家事援助（掃除、洗濯、調理、買い物など）を行います。サービスを希望する方には、在宅介護・地域包括支援センターの地区担当職員による訪問調査を行い、その結果に基づき利用を決定します。

*病院内での介助は原則除きます。

対 象

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯などに属するおおむね65歳以上の市民で、ご本人や介護者の急病、けがなどにより一時的に支援が必要な方（介護保険の訪問介護などのサービスを利用している方、利用できる方は除きます。）

費 用

30分につき250円（生活保護世帯の方は利用料免除、市民税非課税世帯の方は利用料 $\frac{1}{2}$ に減額）

問い合わせ

各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）

高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

会食型食事サービス

内 容

市内の3施設で、高齢者を主な対象とした地域開放型のレストランを開設し、食事や喫茶などを用意しています。

※ご利用にあたっては、事前に各施設にお問い合わせください。

対 象

市内の高齢者など

場 所

◆特別養護老人ホーム親の家 八幡町3-4-18 ☎55-0507

月・水・金曜日 正午～午後3時 ランチ、軽食、飲み物

◆特別養護老人ホームさくらえん 桜堤2-8-31 ☎51-5550

金・土曜日 午前11時30分～午後1時30分 定食

◆吉祥寺ホーム 吉祥寺北町2-9-2 ☎20-0800

月～土曜日 午前10時30分～午後3時30分 ランチ・軽食・飲み物

費 用

それぞれのメニューの料金

問い合わせ

それぞれのサービス提供施設（上記）

高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

外出困難高齢者訪問理容・美容サービス

内 容

理容店・美容店に依頼して、自宅で年5回まで調髪を受けられます。

対 象

次のいずれにも該当する方

①65歳以上の市民（介護保険施設等に入所している方を除く）

②要介護3、4、5のいずれかであること

③常時ベッドで寝ている状態またはそれに準じた状態で外出が著しく困難であり、理容店・美容店に行けない方

費 用

無料

問い合わせ

武蔵野市民社会福祉協議会 ☎23-0701

寝具乾燥及び消毒サービス

- 内 容** ご自宅を訪問し、寝具を回収（1人4点まで）、乾燥・消毒後、当日中にお返しします。毎月1回行います。
- 対 象** 次のいずれにも該当する方
①ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する65歳以上の市民
②要支援・要介護認定を受けている方
③心身の状況により布団の干せない方
- 費 用** 無料
- 問い合わせ** 各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）
高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

ふれあい訪問収集（ごみ出し困難者）

- 内 容** ひとり暮らしの高齢者や、身体に障害のある方のみの世帯など、ごみを出すことが困難な方を対象に玄関からごみ置き場までのごみ出し支援と声かけを行う、ふれあい訪問収集を実施しています。
- 対 象** 次のいずれかに該当する方
①65歳以上かつ、要支援2以上の者のみの世帯で、ごみを出すことが困難な世帯
②身体障害者手帳1・2級のみの方の世帯で、ごみを出すことが困難な世帯
- 収集方法** 毎週月曜日から金曜日まで曜日別収集（一般家庭ごみ収集日と同じ）
- 申込方法** 担当のケアマネジャーの方より、ごみ総合対策課へご連絡ください。書類審査、訪問調査により決定します。
- 問い合わせ** 環境部 ごみ総合対策課 ☎60-1802

在宅高齢者訪問歯科健診

- 内 容** 通院が困難な在宅の方に、歯科医師が訪問の上、歯科相談や指導を行います。
※健診後、診療が必要な場合、本事業とは別に、訪問診療（保険診療）がご利用いただけます。
- 対 象** おおむね65歳以上の市民で、在宅にて常時ベッドで寝ている状態または認知症などのため、通院困難な事情のある方
- 費 用** 無料
- 問い合わせ** 各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）
高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

② 見守り・もしもの時のそなえ

高齢者安心コール

- 内 容** 市内でひとり暮らし（※）をしている高齢者の方に、専門職が毎週お電話をしてお体や暮らしに変わったこと・困ったことがないか、お伺いします。また、必要に応じて、あらかじめ登録いただいた緊急連絡先への連絡などを行います。サービスを希望する方には、在宅介護・地域包括支援センターの地区担当職員による訪問調査を行い、その結果に基づき利用を決定します。
- 利用日等** 毎週1回、決まった曜日・時間帯にお電話します。
- 対 象** 次のいずれにも該当する方（ただし、生活保護世帯の方は除く）
 ① 65歳以上の市民
 ② ひとり暮らし（※）
 ※世帯の状況から、ひとり暮らし相当とみなす場合を含みます。
- 費 用** 月額500円
- 問い合わせ** 各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）
 高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

福祉電話

- 内 容** 新たに固定電話を設置し、貸与します。その方の状態により、プッシュホンやシルバーホン（あんしん、めいりょう等）も使えます。
 サービスを希望する方には、在宅介護・地域包括支援センターの地区担当職員による訪問調査を行い、その結果に基づき利用を決定します。
- 対 象** 次のいずれにも該当する方（ただし、生活保護世帯の方は除く）
 ① ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する65歳以上の市民
 ② 自宅から半径1km以内に親族が居住していないこと
 ③ 市民税非課税世帯に属すること
 ④ 世帯全員が電話機（携帯電話を含む）を持っていないこと
- 費 用** 毎月基本料金と通話料600円までは無料
- 問い合わせ** 各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）
 高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

認知症高齢者見守り支援ヘルパー

内 容

日常生活を営むのに支障がある認知症高齢者に対して、週4回まで、1週あたり最長4時間を限度に見守り、話し相手、散歩の付き添い等の支援を行います（原則として介護保険給付対象のサービス（身体介護、家事援助）は行いません）。サービスを希望される方には在宅介護・地域包括支援センターの地区担当職員による訪問調査を行い、その結果に基づき利用を決定します。

対 象

次のいずれにも該当する方

- ①おおむね65歳以上の市民
- ②認知症の症状を有している
- ③利用にあたって身体介護を必要としない

費 用

1時間あたり500円（生活保護世帯の方は利用料免除）

問い合わせ

各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）

高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

緊急通報装置（火災センサー）の貸与

内 容

自宅に専用通報器を設置しペンダント式押しボタンを貸与します。緊急時にボタンを押すと受信センターの担当者が電話にてご利用者の状況を確認のうえ、必要に応じて、救急車および専門訓練を受けた緊急出動員が駆けつけます。サービスを希望する方には、在宅介護・地域包括支援センターの地区担当職員による訪問調査を行い、その結果に基づき利用を決定します。

※利用者の状況により、火災センサーの併設も可能です。煙や熱が発生し火災警報器が作動した場合、受信センターに自動的に通報され、必要に応じて、消防へ通報等を行います。対象は下記と異なります。

対 象

次のいずれにも該当する方

- ①ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する65歳以上の市民
- ②慢性疾患（心疾患、ぜん息の発作など）等のため日常生活を営む上で注意を要する方

費 用

月額205円（緊急通報装置のみ）、月額286円（火災センサー併設）
市民税非課税世帯の方は利用料免除

問い合わせ

各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）

高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

はいかい高齢者探索サービス

内 容

認知症等によりはいかい行動のみられる高齢者、介護保険の第2号被保険者およびその介護者などに専用端末機を貸与します。はいかい時に位置情報を探索することができるほか、事業者に保護を依頼することもできます。サービスを希望する方には、在宅介護・地域包括支援センターの地区担当職員による訪問調査を行い、その結果に基づき利用を決定します。

対 象

認知症等によりはいかい行動のみられるおおむね65歳以上の市民及び介護保険の第2号被保険者並びにその介護者

費 用

月額500円（保護にかかる実費などについては自己負担となります）
＊事業者に保護を依頼した場合、1時間につき10,000円（税別）をお支払いいただきます（1回の保護について5,000円を市が補助します）。

問い合わせ

各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）
高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

ただいまシール（高齢者等見守りシール）7月頃開始予定

内 容

服やかばんなどの持ち物に貼ることができる見守りシール（48枚）を配布します。緊急時にはシールに記載されている番号に連絡することで、緊急連絡先と直接連絡を取ることができます。ご利用には緊急連絡先となる方が必要です。

対 象

65歳以上の市民で認知症等により行方不明となる可能性があるまたはひとりでの外出に不安がある方

費 用

無料

問い合わせ

高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

エンディング（終活）支援

内 容

①エンディング相談支援

これからの人生を考え、今をよりよく前向きに生きることを支援するために、エンディング（終活）に関する相談を承ります。葬儀や家財整理などの生前契約をご希望の方には、必要に応じて福祉公社をご案内します。

②エンディング支援事業出前講座

「終活」に、興味・関心を持っていただき、実際に始めるきっかけにさせていただくために、出前講座を実施します。講座では、終活の目的、エンディングノート記入のポイントについてご説明します（1時間～1時間30分程度、応相談）。

対 象

おおむね65歳以上の市民
※②は5名以上で会場をご用意のうえ実施希望日の3週間前までにお申し込みください。

問い合わせ

高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

入退院・没後サポート事業（福祉公社）

内 容

独居もしくは身近に頼れる親族のいない高齢者等が、安心して在宅生活を継続するために、必要なサービスを提供します。定期的なソーシャルワーカーによる訪問、入退院の支援、没後支援等を行います。

利用条件

①市内在住 ②75歳以上の高齢者等 ③都内に3親等以内の親族が不在、身近に支援ができる親族がいない方 ④金融資産を概ね300万円以上所有している方 ⑤事業内容を理解でき、本事業の契約内容について公正証書を作成することが可能な方

○基本サービス

入退院サポート 月額20,000円	①入退院時支援 ②医療・福祉サービス利用支援 ③生活支援 ④3か月に1回の定期訪問、月1回の 電話連絡、随時電話等による相談等
----------------------	---

※上記サービス①～③は年間24回（24時間）は月額利用料に含む。24回（24時間）を超えた場合は1時間3,500円（税別）の料金が必要になります。

○オプションサービス

没後サポート ※別途「死後事務委任契約」が必要	預託金による火葬、納骨、家財整理、医療費・施設利用料等の支払い、行政官庁への手続き等
----------------------------	--

※登録料として初回28,000円が必要になります。

※公正証書作成費用はご自身での負担です。

※「入退院サポート」「没後サポート」は預託金が必要になります。

※消費税別

問い合わせ

権利擁護センター ☎66-2987

③ 権利擁護

権利擁護事業（福祉公社）

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が不十分になった時、ご本人ひとりでは生活を維持することが難しくなります。福祉公社では、成年後見制度の相談や成年後見人等の受任、東京都社会福祉協議会から受託した地域福祉権利擁護事業を活用し、皆様の生活を支援します。

1. 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が不十分となり、ご自分で安定した生活を送ることや財産を管理することが困難となった方を、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、支援する制度です。本人の判断能力の程度に応じ、成年後見人、保佐人、補助人が選任され、本人の意思を尊重しながら財産管理、身上保護を行います。

武蔵野市福祉公社は、法人として多くの成年後見人等を受任しているほか、市の成年後見制度推進機関として、市民の方が安心して成年後見制度を利用できるよう制度の推進に努めています。

また、市では令和2年3月に策定した「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、令和2年4月に成年後見制度利用促進に係る中核機関として、「武蔵野市成年後見利用支援センター」を新たに設置しました。成年後見利用支援センターは、成年後見制度の総合相談や普及・啓発に関する事業を実施いたします。

問い合わせ

権利擁護センター

☎ 66-2987

成年後見利用支援センター

☎ 66-2332

2. 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

地域福祉権利擁護事業は、物忘れなどの認知症の症状や知的障害、精神障害などによって、必要な福祉サービスを適切に選択・利用することが難しい方のご自宅に、生活支援員が定期的に訪問し、自立した日常生活を送るお手伝いをする事業です。福祉サービスの利用援助を基本に、日常的金銭管理、書類等の預かりを行います。

本人が事業の利用を希望し、武蔵野市福祉公社と契約を交わすことができる方が対象となります。

問い合わせ

権利擁護センター

☎ 66-2987

老いじたく講座（福祉公社）

内 容	「老いじたくの基礎知識」「成年後見制度について」「エンディングノートの書き方」の3種類の講座を開催します。
日 時	月に2回定期的に開催します。 毎月市報に掲載されます。
場 所	福祉公社、高齢者総合センター等で行います。
問い合わせ	権利擁護センター ☎66-2987 ※5名様以上のグループを対象に、1時間半程度の出張講座に伺います。 事前に権利擁護センターにお電話にてご相談ください。

④ 家族介護支援

家族介護用品支給事業（おむつ）

- 内 容** 重度の要介護高齢者を在宅で介護している家族に、紙おむつなどの介護用品を支給します（月額9,000円（税抜）以内）。
- 対 象** 次に掲げる要件を全て備えている方を現に介護している家族。なお、要件を備えている方がひとり暮らしの場合は、本人に支給することもできます。
- ①市内に住所を有する在宅の高齢者であること（介護保険施設に入所している方を除く）
 - ②失禁状態にあり、常時おむつを着用する必要があること
 - ③要介護3、4、5のいずれかであること
 - ④市民税非課税世帯に属すること
- 費 用** 無料
- 問い合わせ** 各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）
高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

家族介護慰労金支給事業

- 内 容** 重度の要介護高齢者を在宅で介護している家族に、介護をしたことの慰労として年額10万円を支給します。
- 対 象** 次に掲げる要件を全て備えている方を、申請日の属する月の前月末日からさかのぼって過去1年間介護してきた家族（市民税非課税世帯に属する方に限りま）のうち、主に介護にあたった方
- ①市内に住所を有する在宅の高齢者であること
 - ②申請日の属する月の前月末日からさかのぼって過去1年間以上要介護4または5であること
 - ③申請日の属する月の前月末日からさかのぼって過去1年間以上市民税非課税世帯に属すること
 - ④申請日の属する月の前月末日からさかのぼって過去1年間以上介護保険のサービス（年間7日間までのショートステイの利用を除く）を受けていないこと
 - ⑤申請日の属する月の前月末日からさかのぼって過去1年間に、介護保険施設以外の病院などへ90日以上長期入院をしていないこと
- 支 給 額** 10万円
- 問い合わせ** 各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）
高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

家族介護者交流マップ

家族を介護されている方が不安や悩みをお話したり、情報交換などをする場所です。

※開催日時が変更になることがあります。詳細は各施設にお問い合わせください。

●不定期 年4回程度開催 14:00~15:00

『さくらちゃんの介護教室』

家族介護支援に関する講演会、ミニ講座、
家族介護者同士の情報交換やおしゃべりをする会です。

【連絡先】

桜堤ケアハウス 在宅介護・地域包括支援センター
武蔵野市桜堤1-9-9
☎ 0422-36-5133



桜堤ケアハウス
在宅介護・地域包括支援センター

●不定期 年6回程度開催

『さくらんぼ』

介護者の癒しの場として気軽にお立ち寄りください。
介護者のみなさんのリフレッシュや、介護に役立つ情報を
積極的に発信します。



【連絡先】

さくらえん
武蔵野市桜堤2-8-31
☎ 0422-51-5550



●毎月第1土曜日 13:30~14:30
(令和7年5月及び令和8年1月は第2土曜日開催)

『ほっとカフェ』

語り合える、リフレッシュできる、のんびりできる居場所
です。

ご本人・お友達などを誘って一緒にいらして下さい！

【連絡先】

デイサービスセンターぐっどういる境南
武蔵野市境南町3-25-4
☎ 0422-32-6608



●毎月第3土曜日 13:30~15:00

『より処 親の家』 ~「本音」で語りあえる~

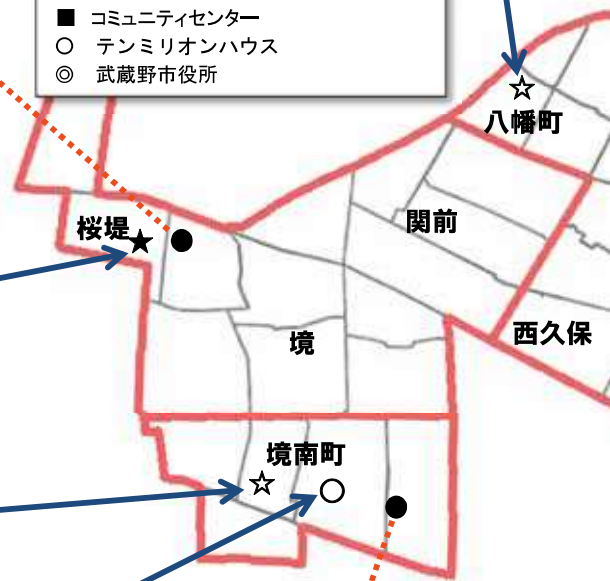
日頃の介護の悩み・工夫・知恵や疑問など家族を介護
している方がどのようなことでも「本音で」おしゃべりでき、今
日から明日から介護に元気が生まれる場、それが「より処
親の家」です。専門家のアドバイスや情報提供も受けられ
ます。Zoomでの参加も受け付けております。(13:30~14:
00)お申し込みは1週間前に下記のアドレスにご連絡くださ
い。http://ds@oyanoie.jp

【連絡先】

デイサービスセンター親の家
武蔵野市八幡町3-4-18
☎ 0422-55-0509



- 在宅介護・地域包括支援センター
(— =担当区域の境界線)
- ☆ 認知症対応型デイサービスセンター
- ★ デイサービスセンター
- コミュニティセンター
- テンミリオンハウス
- ◎ 武蔵野市役所



武蔵野赤十字
在宅介護・地域包括支援センター

●不定期 年3回程度開催

『ほっとタイム』

衣食住をテーマに家族介護者が「いつの時代も生き活きと」
暮らすための工夫を学ぶ講座です。

【連絡先】

武蔵野赤十字在宅介護・地域包括支援センター
武蔵野市境南町1-26-1
☎ 0422-32-3155
テンミリオンハウス花時計
武蔵野市境南町2-25-3
☎ 0422-32-8323



サロン・交流会



日頃の悩みや体験
談を介護者同士で
ゆっくり懇談。

リフレッシュ



軽い運動をして、
ちょっとした気分
転換。

講演会・勉強会



介護に関する知識
や技術を身に付け
ます。

●不定期 年4回開催 13:00~15:00
『カイゴの話』～学びと食とおしゃべりと～
「講義」「試食」「情報交換」3本立ての、五感を刺激する介
護者教室です！介護者の皆様が主体的に参加できる取り
組みを通して、ワクワクと癒しをお届けします。

【連絡先】
高齢者総合センター 在宅介護・地域包括支援センター
武蔵野市緑町2-4-1 ☎ 0422-51-1974
※大規模改修工事の為、仮施設(中町 2-15-14)にて運営しておりま
した。R7年7月22日(火)より本施設での運営を再開します。

高齢者総合センター
在宅介護・地域包括支援センター



●毎月第4木曜日 13:30~15:00(時間変更の場合あり)
介護者教室『だんだん畑』
介護についてみんなで考えながら、だんだんつながって
いきましょう。

【連絡先】 吉祥寺ナーシングホーム
在宅介護・地域包括支援センター
武蔵野市吉祥寺北町2-9-2
☎ 0422-20-0847



吉祥寺ナーシングホーム
在宅介護・地域包括支援センター

●偶数月第2土曜日 10:00~11:30
『介護家族のひろば』
介護にまつわる悩み、心配、疑問など、アドバイザーの
方と一緒に考えていきましょう。

【連絡先】
テンミリオンハウスくるみの木
武蔵野市中町3-25-17
☎ 0422-38-7552



●奇数月第4土曜日(年6回) 13:00~15:00
『カフェ♥君の名は』
ピアノの演奏を聴きながら、歌・おしゃべりを楽しみませ
んか？認知症や介護の悩みなど、ご相談できます。

【連絡先】
ゆとりえ在宅介護・地域包括支援センター
武蔵野市吉祥寺南町4-25-5
☎ 0422-72-0313



ゆとりえ
在宅介護・地域包括支援センター

●毎月 第2金曜日 14:00~15:30
『十色 Cafe』

介護の悩みや心配事など、参加者で共有しながら
気軽に話し合える居場所です。
介護をされている方、介護に関心のある方、将来に
備えたい方、どなたでも歓迎です。

【連絡先】
吉祥寺本町在宅介護・
地域包括支援センター
武蔵野市吉祥寺本町4-20-13
☎ 0422-23-1213



●偶数月第1日曜日(変更の場合あり) 13:30~16:30
『暮らしの保健室 mini』
医療・介護・健康について気軽に相談できる場です。
グループでの交流の他、看護師との個別相談も受けられ
ます。吉祥寺東コミセンと本宿コミセンにて交互に開催し
ます。運営:暮らしの保健室 mini 実行委員会

【連絡先】ゆとりえデイサービスセンター
武蔵野市吉祥寺南町4-25-5
☎ 0422-72-0311 yutorie@fuku-musashino.or.jp



市役所
地域包括支援センター



吉祥寺本町
在宅介護・地域包括支援センター

⑤ 給付・助成等

高齢者補聴器購入費補助

内 容

加齢により耳が遠くなり、日常生活に不便を感じている高齢者を対象に補聴器の購入費の一部を補助します。対象機器は、片耳、両耳問わず補聴器本体とその付属品（電池、イヤモールド）です。購入前の申請が必要です。

対 象

次のいずれにも該当する方

- ①申請する年度に65歳以上になる市民
- ②障害者総合支援法による補聴器の支給対象でない方
- ③耳鼻咽喉科医師から所定の基準を満たす証明を受けた方

所定の基準

次のいずれかに該当すること

- ①両耳が40デシベル以上70デシベル未満と診断された方
- ②その他、補助対象者として補聴器装用の必要性が認められた方

補助内容

補助額：購入費用の2分の1（千円未満切り捨て）

＊上限額 50,000 円

条件：①補聴器相談医に「申請書兼医師意見書」の「医師意見欄」を記入してもらふこと

②管理医療機器として認定された補聴器であること

③認定補聴器技能者が在籍する販売店で購入すること

問い合わせ

高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

住宅改善の給付

内 容

手すり取付や段差解消といった介護保険制度に準じた改善（基本工事）、便器洋式化、浴槽取替え、流し・洗面台の取替え、居室工事、玄関等工事について、住宅改善をしなければ在宅生活が著しく困難だと認められた方の、在宅生活に利便を与えるもの。

在宅介護・地域包括支援センターの地区担当職員、住宅改修・福祉用具相談支援センター職員（住宅改修等アドバイザー）による訪問調査を行い、その結果に基づき利用を決定します。

※介護保険サービスの利用を優先します。

対 象

次の①、②のいずれかを満たし、日常生活動作に困難があり注意を要する状態の方で、工事により在宅生活の利便性向上が得られると認められる市民

①要支援、要介護認定を受けている方

（対象工事は便器洋式化、浴槽取替え、流し・洗面台取替え、居室工事、玄関等工事）

②60歳から64歳までの特定疾病以外の方で、要支援相当以上と認められた方
（対象工事は基本工事、便器洋式化、浴槽取替え、流し・洗面台取替え）

費 用

費用負担額は、介護サービス利用時の自己負担割合に準じます。ただし、工事内容により給付上限額があり、それを超えた額は自己負担となります。

問い合わせ

各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）

高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

福祉用具の貸与・給付

内 容

ギャジジベッド、車いす、簡易トイレ、歩行器など生活しやすくなるための福祉用具を貸与・給付します。

サービスを希望される方には、在宅介護・地域包括支援センターの地区担当職員、住宅改修・福祉用具相談支援センター職員による訪問調査を行い、その結果に基づき利用を決定します。

対 象

次の①、②のいずれにも該当する市民

①身体に不自由があり、日常生活上不便がある在宅の方

②60歳から64歳までの特定疾病以外の方で、要支援相当以上と認められた方

利 用 料

貸与または給付にかかる費用の1割（介護保険に準じる）

問い合わせ

各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）

高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

特殊眼鏡・コンタクトレンズの費用助成

内 容

眼内レンズ挿入術を受けられない方に、特殊眼鏡・コンタクトレンズの購入費用の一部を助成します。

対 象

健康保険に加入している満65歳以上の市民で、次のいずれにも該当する方

①老人性白内障のため水晶体摘出手術を行ったが、身体上の理由により眼内レンズ挿入術を受けられない方

②本人の所得が所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の数に応じた基準額を超えない方

1眼につき1回を限度とし、特殊眼鏡一式につき40,000円まで、コンタクトレンズ1個につき25,000円までを助成します。

手 続 き

次の①～④のものを高齢者支援課へご持参ください。

①購入費についての領収書

②医師の証明書

③認印

④本人名義の銀行通帳など（振込先がわかるもの）

問い合わせ

高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

⑥ 防災・安全

家具転倒防止金具等購入費補助事業

内 容

地震災害の自助の取り組みとして効果が期待される家具転倒防止対策として、全世帯を対象に家具転倒防止金具などの購入費用を、1万円を上限に補助します。令和6年4月1日以降に購入した金具などの購入費が対象になります。なお、1世帯あたり1回までの申請のため、令和6年度に申請した場合は、今年度（令和7年度）は申請いただくことが出来ません。

対 象

武蔵野市内に住所を有し、現に居住する者がいる世帯。原則、世帯主による申請が必要となります。

必要書類

- ①武蔵野市家具転倒防止金具等購入費補助金交付申請書兼請求書
 - ②領収書またはレシートの原本（①の裏面添付）
 - ③現住所が確認できる本人確認書類の写し
- ※申請者の押印がない場合のみ提出

手 続 き

防災課窓口、郵送、電子申請、各市政センター（休日開庁・夜間窓口除く）でお申し込み可能です。

問い合わせ

防災課 消防防災係 ☎60-1821

家具転倒防止金具等の取り付け

内 容

家具（タンス、食器棚、本棚など）4台までの転倒防止金具等（1家具2種類まで）を取り付けます。

公益社団法人武蔵野市シルバー人材センターが取り付けに伺います。

※アパートなど賃貸物件に家具を固定する場合は、申請時に家主などの承諾が必要です。

対 象

次のいずれかに該当する方

- ①ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する65歳以上の市民
 - ②身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、東京都愛の手帳1・2度の障害のある方がいる世帯に属する市民
- ※市が実施した事業により既に金具の取り付けや支給を受けた世帯は、その取り付けや支給を受けた日から5年を経過している場合は、対象とすることができません。

費 用

無料

問い合わせ

各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）

高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

障害者福祉課 ☎60-1904

防災用品の給付

- 内 容** 家庭内での火災による緊急事態に備えて電磁調理器、自動消火装置を給付します。
サービスを希望する方には、在宅介護・地域包括支援センターの地区担当職員による訪問調査を行い、その結果に基づき利用を決定します。
- 対 象** ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する65歳以上の市民で、心身機能（認知機能）の低下や住宅環境の事情により、防火などの配慮が必要な方
- 費 用** 新規に設置した時にかかった費用の1割相当
市民税非課税世帯の方は費用免除
- 問い合わせ** 各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）
高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

緊急医療情報キットの配布

自宅で急に倒れて救急車を呼んだ時などに、本人の意識が無かったり、家族の気が動転していたりすると、救急隊員に必要な情報を正しく伝えることができません。そういった時にも、必要なことがきちんと救急隊員に伝わるよう、普段から用意しておくためのキットです。

- 対 象** 市内在住の方
- 配 布** 地域支援課、市政センター、在宅介護・地域包括支援センター等で配布しています。
- 問い合わせ** 地域支援課 ☎60-1941

自動通話録音機の貸出

詐欺被害防止のための自動通話録音機を貸し出します（無料）。電話をかけてきた相手に対して、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージが流れます。迷惑電話や特殊詐欺対策に有効です。

- 対 象** 65歳以上の市民
- 費 用** 無料
- 設 置** 工事不要
- 問い合わせ** 防災安全部 安全対策課 ☎60-1916

⑦ 貸付制度

生活福祉資金（療養に必要な費用）の貸付

介護の必要な高齢者の属する世帯に対し、高齢者の病気や負傷の治療に必要な経費と、療養期間中に不足する生計維持のための費用（療養により生計中心者の収入が減る場合）を無利子もしくは低利子でお貸しします。

対 象 者

武蔵野市内にお住まいの方で、次のいずれかに該当する方

- ①他の制度の利用が困難な所得の少ない世帯
- ②返済の見込みが立てられる世帯

※いずれの世帯についても所定の収入基準が適用されます。

貸付内容

療養期間は原則1年以内とし、治療に必要な経費と、療養期間中の生計を維持するための経費に対し、170万円を限度に費用をお貸しします。

償還期間……5年以内（月賦）

医療費80万円、療養期間8ヵ月で、その間の生活維持費を借る場合

例

医療費：80万円

生活維持費：(170万円－80万円)÷8ヵ月＝11万2千円／月（千円未満切捨て）

合計して80万円＋11万2千円×8ヵ月＝169万6千円まで借入できます※各種要件を満たす場合

そ の 他

- ・資金を借り受けるには、民生児童委員による面接が必要です。
- ・すでに支払いを終えた経費は、対象にならない場合があります。
- ・1名の連帯保証人（65歳未満・世帯別・収入要件あり）を必要とする場合があります。

問い合わせ

武蔵野市民社会福祉協議会

☎23-0701

生活福祉資金（不動産担保型生活資金）の貸付

内 容

現在お住まいの自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸付ける制度です。

対 象

- ・借入申込者単独所有の不動産に居住している世帯
 - ・世帯の構成員が原則として65歳以上
 - ・世帯の構成が次のいずれかであること
- ①：単身 ②：夫婦のみ
- ③：①または②と借入申込者もしくは配偶者の親が同居
- ・世帯員の収入が区市町村民税非課税または均等割課税程度の低所得世帯

対象不動産

- ・賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていない。
- ・土地の評価額が概ね1,500万円以上の一戸建て住宅
(集合住宅は不可)

貸付内容

- ・貸付月額/30万円以内
- ・資金交付/原則として3か月ごとに交付
- ・貸付限度額/担保となる土地評価額の概ね70%
- ・貸付期間/貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間
- ・貸付金の利率/年3%または当該年度における4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方を基準として定める

問い合わせ

武蔵野市民社会福祉協議会 ☎23-0701

2 高齢者地域生活支援事業

吉祥寺本町在宅介護支援センターにおいて、市の独自事業として、介護予防・フレイル予防を主目的としたデイサービス事業と、緊急ショートステイ事業等を実施しています。介護保険外の事業ですので、介護保険の認定の有無に関わらずご利用できます。

デイサービス

内 容

朝の健康体操、昼食・喫茶、趣味・生きがい活動（書道・絵手紙・フラダンス・太極拳・歌の会・編み物・健康麻雀など）を通して、介護予防・フレイル予防に取り組んでいます。

申込み制のプログラムもありますので、先ずはご相談ください。

対 象

おおむね65歳以上の方

※軽度の認知症の方、要介護認定を受けている方も対象です。

費 用

朝の健康体操	無 料
昼食（予約制）	500円
喫茶	120円～
趣味・生きがい活動	300円（材料費実費）
入浴（予約制）	700円

問い合わせ

吉祥寺本町在宅介護支援センター ☎23-1281

緊急ショートステイ

内 容

家族の介護負担軽減や本人の不安解消などのために、短期間のご利用ができます。家族が、旅行・入院・冠婚葬祭などの事情で一時的に留守にする際など、安心してご利用できる武蔵野市民のための宿泊施設です。家のリフォームや生活状況などによっては少し長い期間のご利用も可能ですので、先ずはご相談ください。

対 象

おおむね65歳以上の方および18歳以上で身体に障害のある方（肢体不自由）で、身の回りのことをある程度自立して行うことができ、集団生活に適応できる方。（市内に住民票のある方）

※軽度の認知症の方、要介護認定を受けている方も対象です。

費 用

1泊 6,000円（食事・入浴代含む／税込み）

問い合わせ

吉祥寺本町在宅介護支援センター ☎23-1281

3 移送・交通サービス

レモンキャブ

バスやタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障害のある方（要介護者や障害者手帳取得者等）の外出を支援するための移送サービス（レモンキャブ）事業です。地域のボランティアが福祉型軽自動車（レモンキャブ）を運転し、地域を支えるサービスを提供しています。

- 利用対象者** 市内在住で、公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害のある方
- 利用方法** 事前に武蔵野市民社会福祉協議会で会員登録を行ってください。※事前登録制のため、利用までに時間がかかることがあります。ご利用になる場合は、会員登録後に電話での予約（利用日の前日17時まで）が必要です。
- 利用料等** ご利用30分ごとに1,000円 年会費1,000円 ※お支払いは全て口座引き落とし
- 運行範囲** 市内と隣接市区（三鷹市、小金井市、西東京市、練馬区、杉並区）
※出発地または到着地が武蔵野市であること
- 運行時間** 月～土曜日の午前8時から午後6時まで（ただし、祝日、年末年始を除く）
- 車 両** 9台
スロープ式（車いすのまま乗車可）とシートリフト式（座席が電動で動く）があります。
- 問い合わせ** 武蔵野市民社会福祉協議会 ☎23-0701

リフトタクシーつながり

- 内 容** 車いすのまま、または寝台で寝た状態のまま乗降できるタクシーです。
- 対 象** 市内に住所を有し、日常外出時車いすを利用する方または寝たきりで外出にお困りの方
- 利用方法** 利用する月の前月の初日から利用する日の前日までに電話で予約してください。また、予約状況にもよりますが、当日でもお申込みできます。
予約時間 月～金 午前8時～午後5時
土 午前8時～午後1時（日曜祝日は休み）
- 運行時間** 日～土曜日 午前8時から午後5時まで（元日を除く）
運行時間外は別料金で対応できる場合もありますのでご相談ください。
- 運行範囲** 出発地または到着地が武蔵野市であること
（都内だけでなく都外近郊の地域でも運行いたします。ご相談ください）
- 利 用 料** 初乗り740円から始まるタクシー料金（予約料金、迎車料金は不要です。別途介添え料金がかかる場合があります）
・武蔵野市福祉タクシー利用券（認定基準に該当する障害のある方に交付。要申請）利用可
・障害者手帳をお持ちの方は1割引で利用可
- 問い合わせ** リフトタクシーつながり ☎0120-77-4481

東京都シルバーパス

内 容

シルバーパスをお持ちの方は、都電、都営地下鉄、都バス、都内を走る民営バスに、乗車回数の制限なくパスの提示のみで乗車できます。

対 象

都内に住民登録されている満70歳以上の方（寝たきりの方を除く）

利用者負担

①住民税が非課税の方……………年額 1,000円

②住民税が課税ではあるが、

令和6年の合計所得金額（※）が135万円以下の方 ……年額 1,000円

③住民税が課税で、

令和6年の合計所得金額が135万円を超えている方 ……年額20,510円

〔ただし、半年パス（4月～9月発行）は、10,255円〕

※合計所得金額から令和6年度分の不動産譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額

使用有効期間

10月1日～翌年9月30日の1年間

*期間中に新規申請をした場合は、交付を受けた日から9月30日まで

新規申請

新たに満70歳になられる方は誕生月の初日から、転入された方は、転入届け後希望される日から申請できます。

申請受付窓口

バス事業者の指定する取扱窓口（次ページ別表参照）

持参するもの

①利用者負担額が年額1,000円の方

- ・「住民税（非）課税証明書」「生活保護受給証明書（生活扶助の記載があるもの＜令和7年4月以降に発行したもの＞）」「介護保険料納入通知書（所得段階区分が1～7まで＜賦課年度が令和7年度のもの＞）」のいずれか1つ
- ・住所、氏名、生年月日が確認できるもの（保険証、運転免許証など）

②利用者負担額が年額20,510円の方

- ・住所、氏名、生年月日が確認できるもの（保険証、運転免許証など）

更 新

毎年9月に一斉更新します（シルバーパスをお持ちの方には更新のご案内が郵送されます）。更新手続きについては、市報、東京都広報、バス事業者の広報などでお知らせします。

再 発 行

紛失した場合、再発行は1回だけできます。最寄りのバス会社に本人確認ができるもの（保険証、運転免許証など）を提示してお申し込みください。再発行まで1週間程かかります。

パスの返還 ・払戻し

20,510円（4月以降10,255円）のパスの発行を受けた方が、都外へ転出等でパスを返還する場合は、最寄りのバス会社で払い戻しができます（ただし、8月以後は、払い戻しできません）。

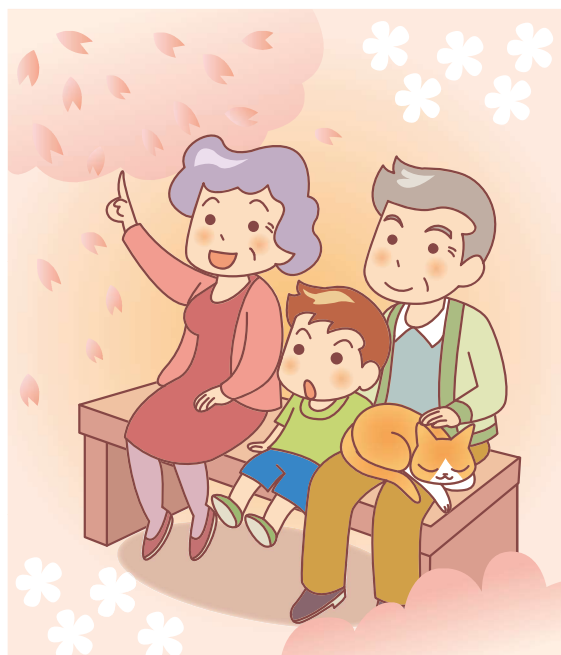
問い合わせ

一般社団法人 東京バス協会・シルバーパス専用電話 ☎03-5308-6950

シルバーパス取扱バス営業所等一覧（別表）

※令和7年4月1日時点

取 扱 窓 口	窓口開設日・時間
関東バスエリアビューロー吉祥寺駅北口 吉祥寺南町1-1-24 ☎22-1801	平 日：午前9時～午後5時 土・日・祝日：午前11時～午後2時10分 午後3時～5時
関東バス武蔵野営業所 緑町1-2-1 ☎51-2191	午前9時～午後5時
関東バス三鷹駅北口案内所 中町1-14 ☎53-2555	平 日：午後0時30分～3時10分 午後4時～5時 土・日・祝日：午前11時～午後2時10分 午後3時～5時
小田急バス吉祥寺駅北口案内所 吉祥寺南町1-1-24 ☎46-6124	平 日：午前10時～午後4時 土・日・祝日：正午～午後2時 午後3時～4時
小田急バス吉祥寺営業所 吉祥寺南町3-1-6 ☎46-6124	午前10時～午後4時
小田急バス武蔵境営業所 境南町5-1-18 ☎31-6191	午前10時～午後4時



高齢者や障害のある方にやさしい交通手段



レモンキャブ（福祉型自動車）

自立歩行が困難な方から車いす利用の方まで、高齢者・障害のある方の身近な外出を支援する移送サービスです。

つながり（リフトタクシー）

車いす利用の方や寝たきり状態の方の外出を支援する移送サービスです。



ムーバス（コミュニティバス）

高齢者や小さな子ども連れの方など、誰もが気軽に安心してまちに出られるような地域と駅を結ぶ短距離交通システムです。